

# 「佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業」のお知らせ

空き家等は所有者の財産であり、適切に管理する義務があります。適切に管理されないまま放置し老朽化した建物は、瓦や外壁の落下などにより近隣住民や通行人にけがを負わせるなど、最悪の場合、所有者の損害賠償責任問題にまで発展する可能性があります。

近年、市内においても適切に維持管理がされずに老朽化が進む空き家が増加しています。

このような状況をふまえ、市では日常生活における市民の安全・安心の確保および良好な景観を形成することを目的に、木造危険廃屋の解体や撤去に対する支援制度を設けています。



## ◆佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業

### 対象建築物

次の①～④の要件をすべて満たす建築物が対象となります。

- ① 佐渡市内にある個人または集落の所有する木造建築物であること
- ② 使用している者がいないこと
- ③ 周囲の生活環境に悪影響を及ぼしている、または及ぼす恐れがあるもの
- ④ 屋根・柱その他の主要構造物の腐朽または破損などにより、著しく危険性のあるもの

### 【対象例】

- ・ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの
- ・ 基礎に不同沈下のあるもの
- ・ 柱の傾斜が著しいもの
- ・ はりが腐朽し、または破損しているもの
- ・ 土台または柱の数力所に腐朽または破損があるもの など

※瓦の落下や、外壁の破損等が小規模の場合や、敷地内には影響が無い建物等は補助金の対象になりません。

不明な場合は、事前にお問い合わせください。

### 対象工事

補助金の対象となる工事は、対象建築物を敷地内からすべて撤去、処分する工事です。

補助金の交付決定前に解体工事を行った場合は対象なりません。

- 対象者**
- 1 木造建築物の所有者または相続人で市税等を完納している方
  - 2 1の方から委任を受けた方

### 対象経費

市内の解体事業者等に依頼して行う解体撤去に要する経費で、かつ30万円以上を要するものを補助の対象とします。ただし、地下埋設物や動産（家具、家電製品など）の処分費等は除きます。

※解体撤去費用の見積もりは複数の解体事業者等から取ることをお勧めします。

### 補助率

対象経費の2分の1以内  
(上限は50万円)

### 申請期限

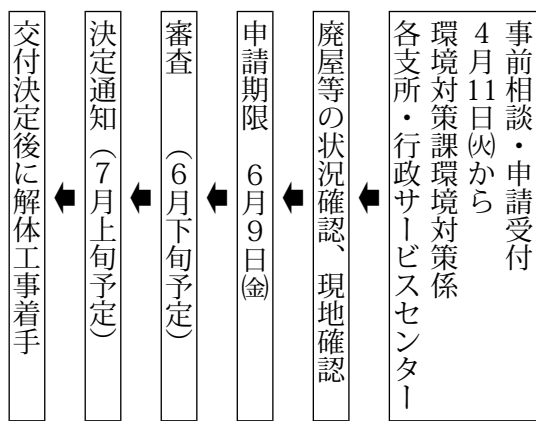
6月9日(金)

### 注意事項

・ 建物を除却することによって、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されず、翌年度から固定資産

税が増額になる場合があります。  
・ 申請者が多数の場合、審査により危険度の高いものを優先します。  
・ 平成30年1月31日(水)までに解体工事を完了する必要があります。

### 申請から解体工事着手までの流れ



### 老朽危険廃屋対策支援事業に関するお問い合わせ

市役所市民福祉部環境対策課  
環境対策係 ☎ 63-3113  
または、各支所・行政サービスセンター

### 固定資産税に関するお問い合わせ

市役所総務部税務課  
固定資産税係 ☎ 63-5110